

【 手術 】

120 創傷処理の算定について②

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

次の部位に対するK000 創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）の算定は、原則として認められる。

- (1) 頭部
- (2) 眼瞼

○ 取扱いを作成した根拠等

創傷処理の「筋肉、臓器に達するもの」については、厚生労働省通知^{*}に「単に創傷の深さを指すものではなく、筋肉、臓器に何らかの処理を行った場合をいう。」と示されている。

頭部・眼瞼の諸筋肉（頭部：前頭筋、頭頂筋、側頭筋、後頭筋、眼瞼：眼輪筋、眼瞼挙筋）は薄い表皮に被われているのみであり、外的衝撃によりその創面は容易に筋肉に達する。従来機能を保つには筋層縫合が必要となる。

以上のことから、頭部、眼瞼に行った縫合、創傷処理に対して、K000 創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）の算定は原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について